

第7章 水俣病対策事業

1 水俣病認定業務

現況

熊本県では水俣病対策を県政の最重要課題としてとらえ、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく水俣病認定業務を推進しています。

表 7-1-1 水俣病認定申請処理件数 (H25.3.31 現在) (単位: 人)

| | 申請総件数 | 取下げ等 | 認定 | 棄却 | 未処分者数 |
|--------|--------|-------|-------|--------|-------|
| 累計 | 20,495 | 6,729 | 1,782 | 11,754 | 230 |
| 平成24年度 | 75 | 25 | 0 | 37 | |

取組

認定審査業務（認定申請者に対する疫学調査及び検診の実施、認定審査会での審査、知事の処分）を促進していくこととしています。

2 水俣病総合対策事業（医療事業・健康管理事業・水俣病相談窓口設置事業）

現況

中央公害対策審議会答申「今後の水俣病対策のあり方について」を受けて、平成4年度から、水俣病総合対策事業（医療事業及び健康管理事業）を実施しています。

(1) 医療事業

水俣病が発生した地域において、平成7年の政治解決により水俣病とは認定されないものの、水俣病にもみられる四肢末梢優位の感覚障害を有する方に医療手帳を交付し、また、一定の神経症状を有する方に保健手帳（※）を交付し、医療費（自己負担分）、療養手当（医療手帳のみ）、はり・きゅう施術費及び温泉療養費（はり等については、月7,500円を限度）を支給しています。

また、平成17年10月13日から、一定の神経症状がある方に対して、保健手帳※の申請受けを再開し、平成22年7月末日まで受けを行いました。さらに、平成21年7月、特措法が施行され、平成22年5月1日から平成24年7月31日まで、水俣病被害者の救済申請の受けを行い、一定の要件を満たす方に対して、水俣病被害者手帳を交付し、医療費などの支給を行っています。

※ 特措法の施行に伴い、保健手帳は平成22年5月から水俣病被害者手帳に統合され、平成24年3月31日で失効。

(2) 健康管理事業

ア 地域健康管理事業

水俣病が発生した地域に居住している住民の健康上の問題の軽減及び不安を解消するため、①住民の健康診査（各市町が実施する健康診査に神経症状の問診や血液検査項目を上乗せして実施）や②健康相談等を行っています。

イ 健康不安者のフォローアップ健診事業

水俣病被害者救済特別措置法に基づく救済措置の一時金等対象者又は療養費対象者のいずれにもならないとされた方等で、昭和49年12月31日以前に1年以上水俣湾又はその周辺水域の魚介類を食べたことに伴い、健康不安を感じられる方に対して、健康不安者のフォローアップ健診事業を行っています。

ウ 健康不安者に対する健診事業

水俣病被害者救済特別措置法に基づく救済措置の申請を行わなかった方で、昭和

49年12月31日以前に1年以上水俣湾又はその周辺水域の魚介類を食べたことに伴い、健康不安を感じられる方に対して、健康不安者に対する健診事業を行っています。

(3) 水俣病相談窓口設置事業

住民の健康不安の軽減・解消等を図るため、平成18年度から水俣病相談窓口を水俣市、芦北町、津奈木町及び天草市御所浦町に設置し、健康相談や福祉相談、水俣病に関する行政施策の相談等に対応しています。

取組

(1) 医療事業

医療事業（医療手帳・保健手帳・水俣病被害者手帳）の平成24年度の給付実績は、次のとおりです。

表 7-1-2 医療手帳 (金額の単位：千円)

| 対象人員 (H25.3.31) | 医療費 | | はり・きゅう施術費 | | 温泉治療費 | | 療養手当 | | 計 | |
|--------------------|---------|---------|-----------|--------|-------|--------|--------|-----------|---------|-----------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 4917人 | 156,922 | 663,425 | 5,459 | 12,562 | 3,949 | 14,635 | 57,633 | 1,159,023 | 223,963 | 1,849,645 |

表 7-1-3 保健手帳 (※) (金額の単位：千円)

| 対象人員 (H25.3.31) | 医療費 | | はり・きゅう施術費 | | 温泉治療費 | | 計 | |
|--------------------|-----|-------|-----------|----|-------|----|-----|-------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 0人(※) | 205 | 4,226 | 22 | 74 | 10 | 51 | 237 | 4,351 |

※特措法の施行に伴い、水俣病被害者手帳に統合され、平成24年3月31日で失効。平成23年度診療分のうち平成24年度に支給したものを計上。

表 7-1-4 水俣病被害者手帳 (金額の単位：千円)

| 対象人員 (H25.3.31) | 医療費 | | はり・きゅう施術費 | | 温泉治療費 | | 療養手当 | | 離島加算 | | 計 | |
|--------------------|---------|-----------|-----------|--------|--------|--------|---------|-----------|--------|--------|-----------|-----------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 非公表 | 820,935 | 3,233,573 | 9,458 | 52,861 | 13,570 | 53,701 | 157,096 | 2,211,237 | 10,750 | 10,750 | 1,011,809 | 5,562,122 |

(2) 健康管理事業

地域健康管理事業の平成24年度健康診査受診者数は、水俣市1,056人、芦北町1,653人、津奈木町436人、天草市御所浦町191人の合計3,336人でした。また、健康相談事業の利用実績は、209件でした。

なお、健康不安者に対する健診事業の平成24年度健診受診者数は、15人でした。

※健康不安者のフォローアップ健診事業の健診受診者数については、特措法に基づく救済者数が確定するまで非公表とします。

(3) 水俣病相談窓口設置事業

平成24年度の相談者延べ人数は、水俣市4,136人、芦北町796人、津奈木町378人、天草市御所浦町362人の合計5,672人でした。

3 保健福祉対策

取組

被害者救済とともに、水俣病発生地域における保健福祉の取組を推進しています。

(1) 胎児性・小児性水俣病患者等に係る地域生活支援事業

平成 18 年度から、胎児性患者等の方々が住みなれた地域で安心して日常生活を送ることができるように、また、地域の活動に参加できるように、その支援に取り組む社会福祉法人等の団体に対して、次の経費の一部を補助しています。

① サービス提供に対する補助

胎児性患者等の外出支援や交流サロン、在宅支援訪問等の取組を行った 5 団体に補助を行いました。

② 施設整備等に対する補助

胎児性患者等の方々のための福祉車両等を整備した社会福祉法人に対して補助を行いました。

(2) 環境・福祉モデル地域づくり推進事業

保健福祉の取組を促進するため、次の取組を行いました。

① 水俣病被害者等保健福祉ネットワークの運営

② 水俣病犠牲者の慰霊に係る支援（慰霊式、火のまつりの実施に係る水俣市への補助）

③ 福祉対策の推進（「もやい音楽祭」の開催に係る水俣市への補助）

(3) 水俣病関連情報発信（支援）事業

水俣病についての正しい理解の促進を図るため、平成 23 年度から、児童・生徒及び教職員を対象とした啓発事業を行っています。平成 24 年度は、合計 22 校の小中学校、各教育事務所において、実施しました。

また、平成 24 年度は、「みなまた環境大学」等を実施した水俣市への補助のほか、「『うたせ船で水俣病を学ぶ』講座」を実施した芦北町への補助を行いました。

4 水俣病に関する不服申立て及び訴訟

現 況

(1) 水俣病認定処分に対する不服申立て

水俣病認定処分に対して不服のある者は、法律の規定に基づき不服申立てをすることができます。不服申立ての平成 24 年度末の状況は、次のとおりです。

表 7-1-5 総件数・処理件数（取下げを含む）・未処理件数（H25.3.31 現在）

| | 総 件 数 | | 処理件数(取下げを含む) | | 未処理件数 |
|---------------|-------|---------|--------------|---------|-------|
| | | うちH24年度 | | うちH24年度 | |
| 新法 (異議申立て) | 929 | 12 | 920 | 10 | 9 |
| 新法 (審査請求) | 486 | 3 | 471 | 1 | 15 |
| 旧法 (異議申立て) | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 旧法 (審査請求) | 516 | 0 | 516 | 1 | 0 |
| 計 | 1,932 | 15 | 1,391 | 11 | 24 |

※新法（公害健康被害の補償等に関する法律）

旧法（公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法）

(2) 水俣病関係の訴訟

水俣病関係の訴訟には、国・熊本県に対し、水俣病被害の拡大防止を怠ったとして、国家賠償法に基づく損害賠償を求めた国家賠償請求訴訟のほか、水俣病の認定申請棄却処分取消しや認定処分等を求める行政事件訴訟があります。

① 国家賠償請求訴訟

国家賠償請求訴訟は、従来、大別して水俣病被害者・弁護士連絡会議（全国連）が熊本、東京、京都、福岡で提訴したものと、大阪で提訴された関西訴訟の二つの流れがありました。（いずれの訴訟もチッソ㈱に対する不法行為に基づく損害賠償請求訴訟が併合されています。）

全国連が提訴した訴訟は、平成8年5月、政府解決策に沿って、チッソ㈱との間で協定を締結し、和解による解決が図られるとともに、国・熊本県に対する訴訟は、訴えの取下げにより終結しました。

関西訴訟は、平成16年10月15日の最高裁判決により終結しました。この最高裁判決は、チッソ㈱の不法行為に基づく損害賠償を認めるとともに、昭和35年1月以降、国は、旧水質二法（公共用水域の水質の保全に関する法律、工場排水等の規制に関する法律）に基づき、熊本県は、熊本県漁業調整規則に基づき、規制権限を行使しなかったことについて、国家賠償法の損害賠償責任を負うとするものでした。

この後、平成17年10月3日に水俣病不知火患者会の会員50人が、平成19年10月11日に水俣病被害者互助会の会員9人が、チッソ㈱、国及び熊本県に損害賠償を求めて、熊本地裁に提訴しました。

その後、不知火患者会の会員は、順次訴訟を提起し、熊本地裁のほかでも、平成21年2月27日に水俣病不知火患者会近畿支部の会員が大阪地裁に、平成22年2月23日に関東に住む水俣病不知火患者会の会員が東京地裁に提訴しました。不知火患者会の会員が提起した訴訟は、特措法の成立を受けて、平成23年3月末に和解により終結しました。

② 行政事件訴訟

平成25年3月末現在、次の2件の行政事件訴訟が係属しています。

平成13年12月19日、熊本県が行った認定申請棄却処分取消しと水俣病であることの認定を求める訴えが熊本地裁に提起され、平成20年1月25日に原告を却ける判決があり、同年2月6日に原告は控訴しました。平成24年2月27日に福岡高裁で原告の請求を認める判決があり、同年3月8日に熊本県は上告しました。

また、平成19年5月16日、熊本県が行った認定申請棄却処分及び国の審査庁（公害健康被害補償不服審査会）が行った審査請求棄却裁決の取消しと水俣病であることの認定を求める訴えが大阪地裁に提起され、平成22年7月16日に原告の請求を認める判決があり、同月22日熊本県は控訴しました。平成24年4月12日に大阪高裁で原告の請求を却ける判決があり、同月25日に原告は上告しました。

以上の2件の訴訟については、平成25年4月16日に最高裁の判決言渡しがあり、熊本県が上告した件については上告棄却により訴訟が終結し、原告が上告した件については大阪高裁に差し戻され、熊本県が控訴を取り下げることで訴訟が終結しました。